

3.1.8 関係法律・条例などによる指定・規制など

(1) 都市計画法に基づく地域地区等の指定

(a) 用途地域

尼崎市の用途地域の面積及び構成比は表 3.1.25 に、調査対象区域の用途地域指定状況は図 3.1.9 に示すとおりである。

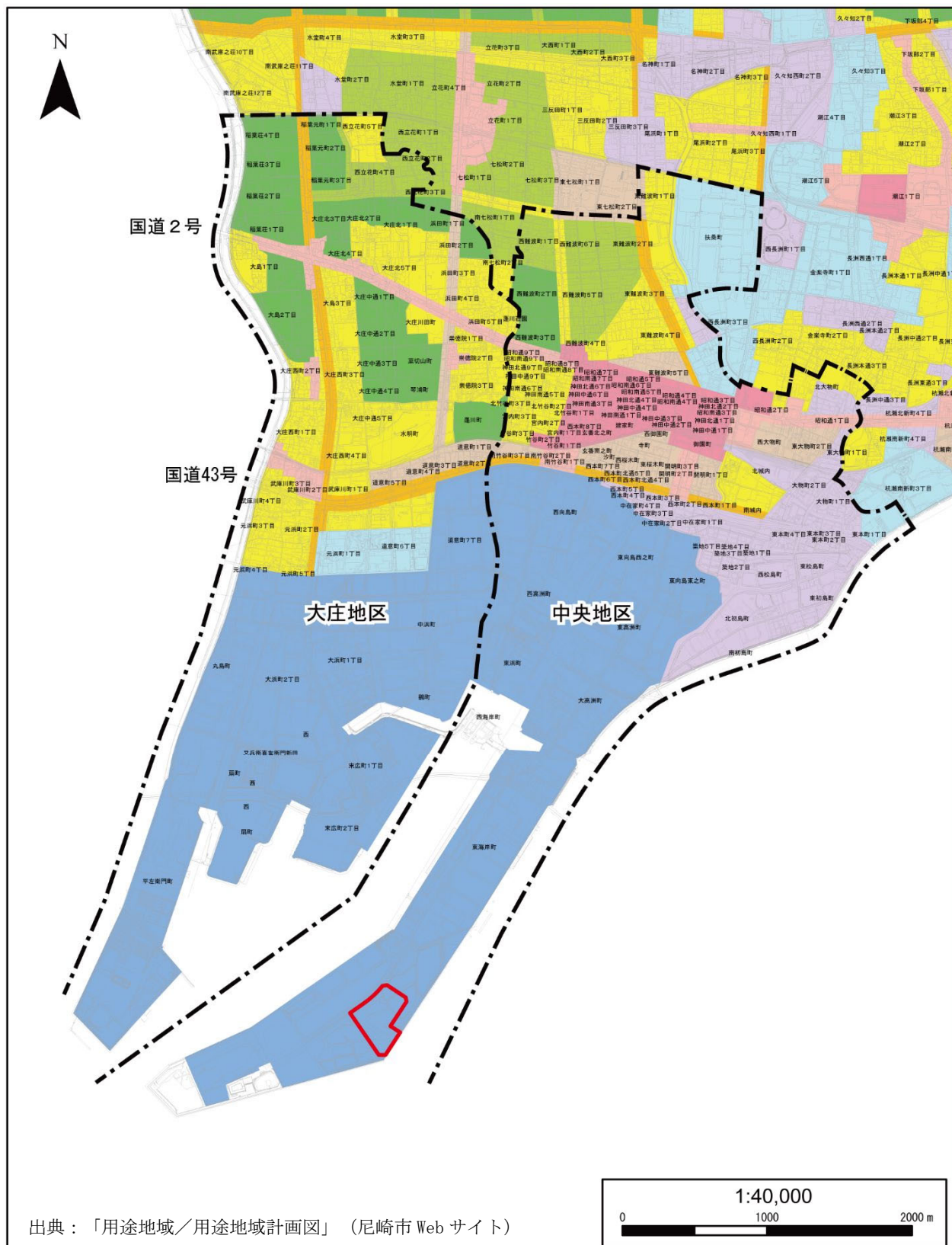
調査対象区域の用途地域は、国道 43 号以南が主として工業専用地域、国道 43 号以北が第 1 種住居地域・第 1 種中高層住居専用地域等に指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。

表 3.1.25 尼崎市の用途地域の面積及び構成比

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区域区分・用途地域			面 積 (ha)	構成比 (%)	特 性
都市計画区域	市街化区域面積	第 1 種低層住居専用地域	87	1.8	低層住宅の良好な環境保護のための地域
		第 1 種中高層住居専用地域	1,175	25.0	中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第 2 種中高層住居専用地域	289	6.1	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第 1 種住居地域	870	18.5	住居の環境を守るための地域
		第 2 種住居地域	167	3.5	主に住居環境を守るための地域
		準住居地域	126	2.7	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
		近隣商業地域	186	4.0	近隣の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
		商業地域	87	1.8	店舗、事務所等の業務利便の増進を図る地域
		準工業地域	396	8.4	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
		工業地域	545	11.6	工業の利便の増進を図る地域
		工業専用地域	781	16.6	専ら工業の利便の増進を図るための地域
		計	4,709	100.0	計画的な市街化を図る区域
	市街化調整区域		—	—	市街化区域以外の区域で市街化を抑制すべき区域
公有水面を含む行政区域の全部					

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）



凡例	 事業計画地	【用途地域（令和 3 年 7 月 1 日現在）】		
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	 第 1 種中高層住居 専用地域	 近隣商業地域	
		 第 2 種中高層住居 専用地域	 商業地域	
		 第 1 種住居地域	 準工業地域	
		 第 2 種住居地域	 工業地域	
		 準住居地域	 工業専用地域	

図 3.1.9 調査対象区域の用途地域指定状況

(b) 特別用途地区

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区として、「特別用途地区」が規定されている。調査対象区域の特別用途地区は、表 3. 1. 26 及び図 3. 1. 10 に示すとおりであり、事業計画地においては指定されていない。

表 3. 1. 26 調査対象区域の特別用途地区

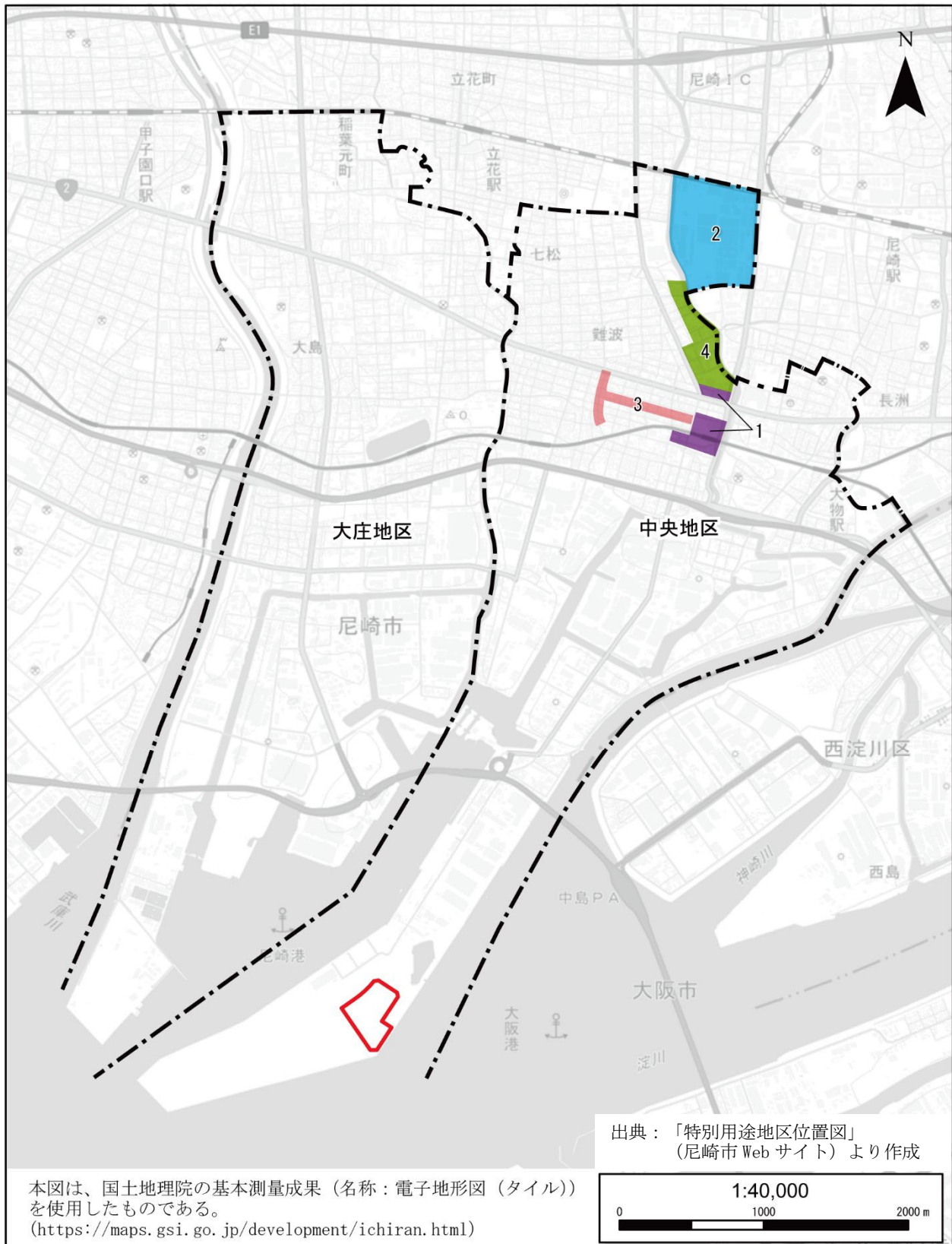
(令和元年 8 月 1 日尼崎市告示第 110 号)

No.	地区の名称	位 置	主な用途制限	都市計画決定日
1	都心商業・業務特別用途地区	御園町、東御園町、神田中通 1 丁目、神田北通 1 丁目、東難波町 5 丁目の各一部	(規制) ぱちんこ屋等、個室付浴場等	2004 年 3 月 4 日
2	工業保全型特別工業地区	扶桑町	(規制) 住宅、共同住宅、遊戯施設、物販店舗等	2007 年 3 月 15 日
3	中央・三和商店街特別用途地区	神田中通 4 ～ 5 丁目、昭和通 6 ～ 7 丁目、昭和南通 6 ～ 7 丁目、神田北通 2 ～ 6 丁目、神田中通 2 ～ 6 丁目、神田南通 1 ～ 3 丁目、建家町、玄番北之町の各一部	(規制) 遊戯施設、1 階部分が住宅又は共同住宅の住戸等	2007 年 12 月 25 日
4	住工共存型特別工業地区	工業地域及び準工業地域の各一部	(規制) 住環境形成に影響のある工場や危険物貯蔵施設等のほか、大規模商業施設、風俗遊戯施設等	2010 年 1 月 4 日

(注) 1. 表中の No. は、図 3. 1. 10 に対応している。

2. 主な用途制限については、建築基準法第 49 条の規定に基づく市条例で定めている。

出典：「特別用途地区」（尼崎市 Web サイト）



凡 例	 事業計画地	【特別用途地区（令和元年 8 月 1 日現在）】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 都心商業・業務特別用途地区 工業保全型特別工業地区 中央・三和商店街特別用途地区 住工共存型特別工業地区

(注) 図中の数字は、表3.1.26に対応している。

図 3.1.10 調査対象区域の特別用途地区

(c) 風致地区及び市街化調整区域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」が、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」が規定されている。

市街化調整区域については、図 3. 1. 11 に示すとおり武庫川等の河川と尼崎西宮芦屋港の公有水面において指定されており、事業計画地においては指定されていない。

風致地区については、尼崎市において指定されていない。

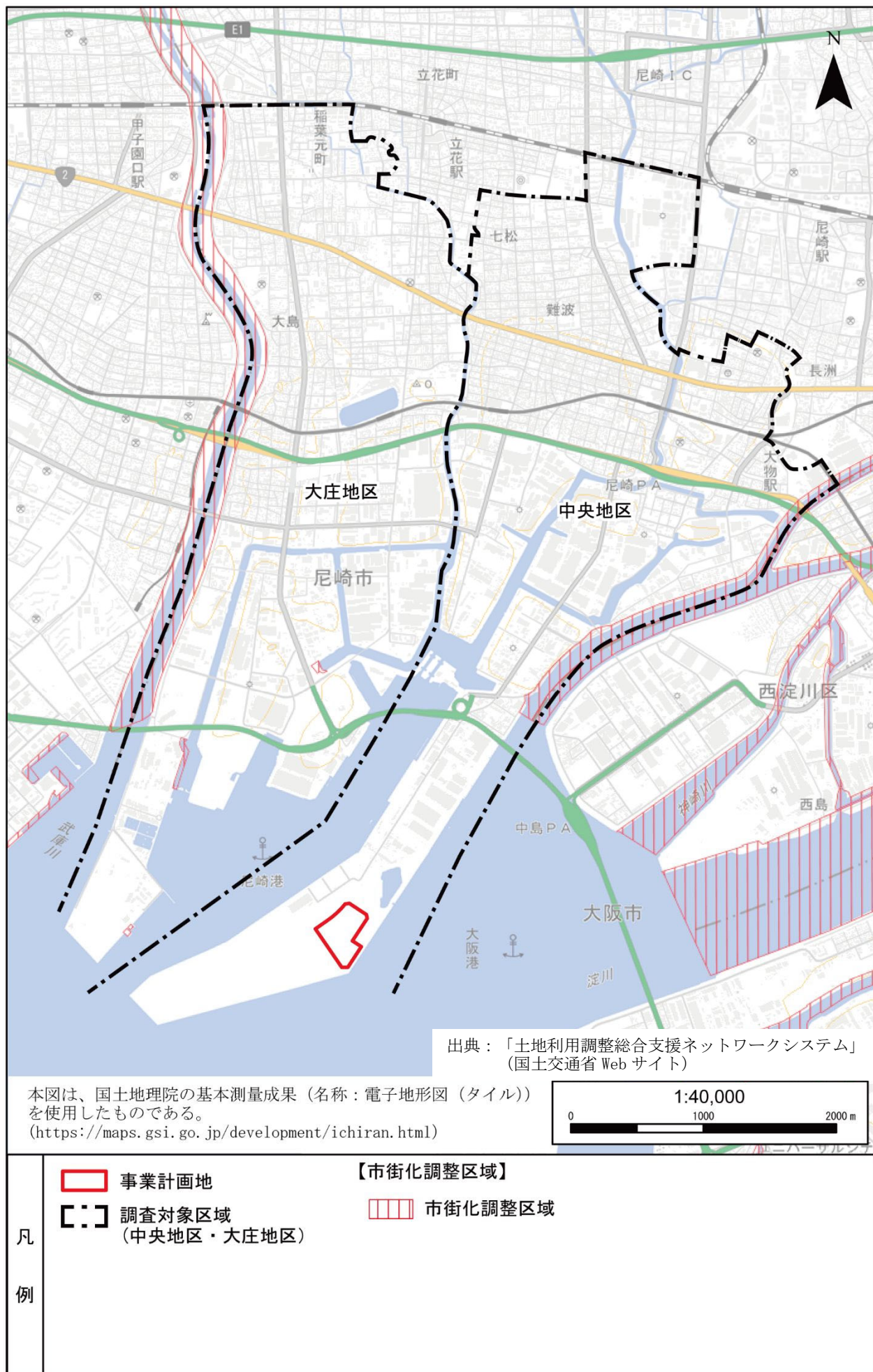


図 3.1.11 調査対象区域及びその周辺の市街化調整区域

(2) 環境法令による地域・区域等の指定状況

調査対象区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況は、表 3.1.27 に示すとおりである。

表 3.1.27 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法 令 等	地域・区域等	指定の有無	
			調査対象 区域	事業 計画地
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	×
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	×
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域	○	○
	水質汚濁防止法	指定水域、指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時届出区域	○	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定地域（廃棄物が地下にある土地）	○	×
	尼崎市の環境をまもる条例	環境上の基準	○	○
	環境の保全と創造に関する条例	自動車公害の防止に関する特別対策地域	○	×
		工場等における規制基準	○	×
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区	×	×
		特定猟具使用禁止区域（銃器）	○	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	×
	尼崎市の環境をまもる条例	保護樹木	○	×
	環境の保全と創造に関する条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域 自然海浜保全地区、郷土記念物	×	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域、森林地域	×	×
		自然公園地域、自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	○	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	○	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	×
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	×	×

(a) 生活環境

(7) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、総量規制地域に指定されている。

(イ) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとしている。

調査対象区域は、騒音について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(ウ) 振動規制法

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定することとしている。

調査対象区域は、振動について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(イ) 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が悪臭について規制する地域に指定されている。

(オ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号（最終改正：令和元年法律第 14 号））では、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

(カ) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、特定事業場からの排水水に対して排水基準が定められている。また、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係りのある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が通常 50 m³/日以上のものであるものについて総量規制基準が定められている。

調査対象区域の面する瀬戸内海は指定水域であり、調査対象区域及び事業計画地は指定地域に指定されている。

(キ) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定することとしている。関係府県の区域では、最大排水量 50 m³/日以上の上の事業場が特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査対象区域及び事業計画地を含む尼崎市は、同法の対象区域に指定されている。

(ク) 湖沼水質保全特別措置法

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、指定湖沼はない。

(ケ) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することとしている。

また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）を「形質変更時要届出区域」として指定することとしている。

調査対象区域は、形質変更時要届出区域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

調査対象区域の形質変更時要届出区域は、表 3. 1. 28 及び図 3. 1. 12 に示すとおりである。

表 3. 1. 28(1) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定 番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成24年 2月27日	指 - 5号	扇町22番 2、43番の 各一部	1, 393. 4	シスー1, 2—ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
平成25年 4月26日 平成30年 1月15日	指-16号	大庄北 5 丁目71番の一 部	27, 650. 28	1, 1—ジクロロエチレン シスー1, 2—ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 1, 1—トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成26年 7月30日 平成26年10月 1 日 平成26年12月24日 平成27年10月22日	指-20号	平左衛門町68番 2	3, 706. 7	鉛及びその化合物
平成26年10月16日	指-21号	扶桑町 1 番、13番 1・ 2、14番 5 の各一部	690. 0	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成27年 4月 9 日 平成30年 5月29日	指-26号	大庄川田町74番の一 部	3, 331. 22	1, 1—ジクロロエチレン シスー1, 2—ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 砒素及びその化合物
平成27年12月21日 平成28年 5月 2 日 平成28年 6月 1 日	指-29号	末広町 1 丁目 5 番 2・ 3・15、末広町 2 丁目 16番18～20の各全部、 扇町15番、16番 1、20 番、21番の各一部	61, 599. 51	1, 1—ジクロロエチレン シスー1, 2—ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年 8月22日 令和 4 年 2月 3 日 令和 4 年 2月10日 令和 4 年 3月 3 日	指-36号	東海岸町21番 1・10、 27番 1・2 の各一部	22, 168. 1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年 9月28日 平成29年 5月26日	指-37号	扇町15番、16番 1 の 各一部	12, 215. 99	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

(注) 1. 指定番号は、図 3. 1. 12 に対応している。

2. 令和 4 年10月 5 日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.28(2) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成28年11月10日	指-39号	東難波町2丁目161番1の一部	864.1	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成29年4月26日 平成29年5月22日 平成29年9月7日	指-42号	末広町1丁目4番4・6、5番1の各全部、 末広町2丁目8番2の一部、8番5・8・9、16番1・2・3の各全部、16番4・5の各一部、16番6の全部、 16番7・8の各一部、 16番9・10・13・14・17・21・22、17番4・7の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成29年7月14日	指-43号	船出23番の一部	19,499.18	ふっ素及びその化合物
平成29年9月27日 平成30年3月1日	指-47号	北城内26番1・2の各全部、27番の一部、88番9・37・54・68・92の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成30年2月5日 令和元年8月28日	指-50号	末広町1丁目1番13、5番10、8番6の各全部	7,038	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成30年6月1日	指-53号	扶桑町11番2、11番10、14番6、31番、36番の各一部	2,193.6	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
令和元年11月21日	指-58号	平左衛門町65番10、68番1・2、68番6～8、70番、71番の各一部	7,981.6	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和2年1月21日	指-59号	南初島町15番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
令和2年10月13日	指-62号	東難波町5丁目438番、441番、442番の各一部	307.8	シアン化合物 鉛及びその化合物
令和3年1月6日 令和3年1月19日	指-63号	平左衛門町13番1の一部	25,645.7	四塩化炭素 ジクロロメタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年11月11日	指-65号	平左衛門町65番8・10・17、68番1・6～9の各一部	23,072.02	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

(注) 1. 指定番号は、図 3.1.12 に対応している。

2. 令和4年10月5日現在。

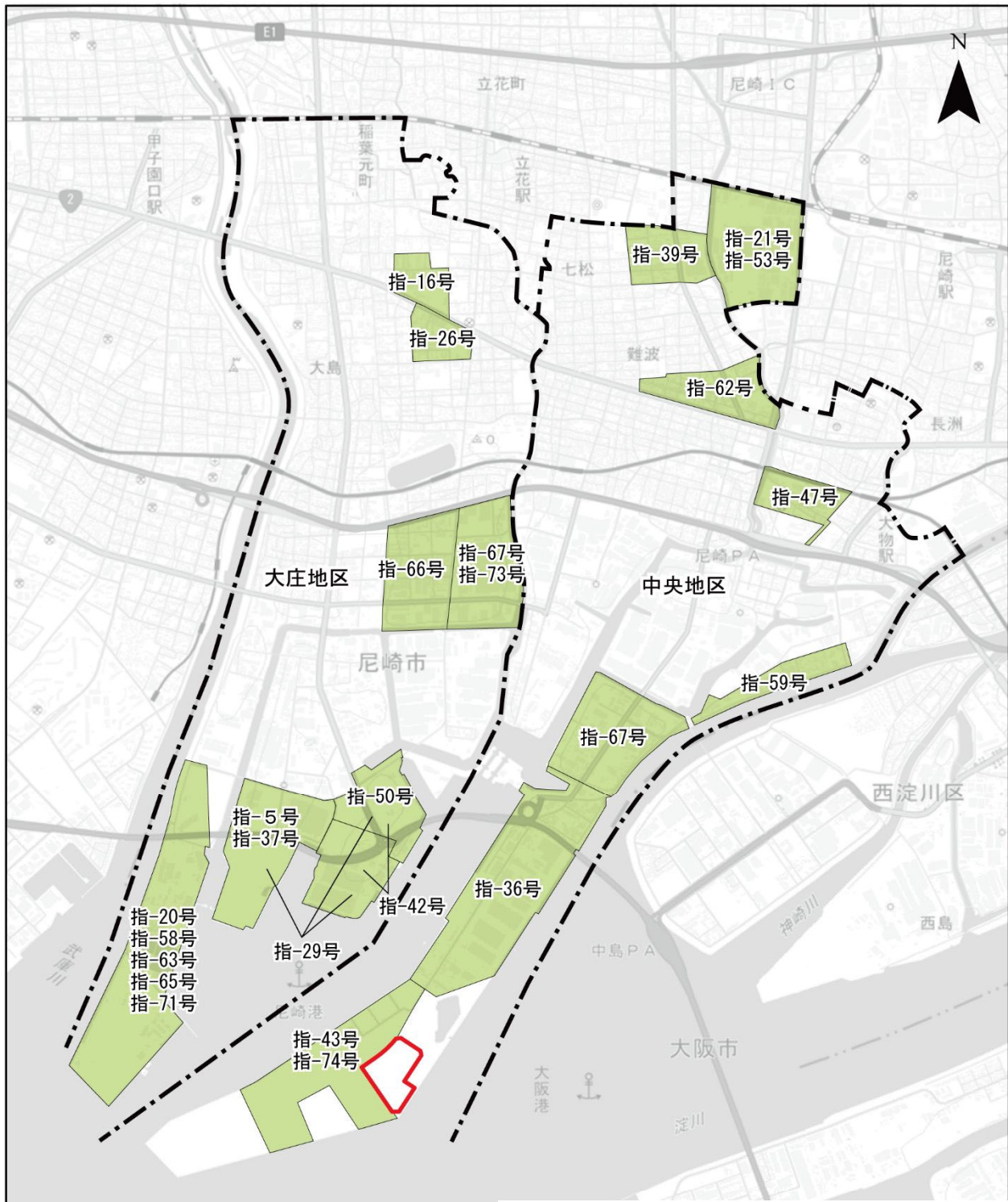
出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3. 1. 28(3) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定 番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和 3 年12月21日	指-66号	道意町 6 丁目36番 1 の全部	14, 203. 28	砒素及びその化合物
令和 4 年 2 月 1 日	指-67号	道意町 7 丁目 1 番13 の一部	3, 460. 95	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和 4 年 3 月25日	指-68号	大高洲町 2 番、2 番 2 の各一部、14番 1・2	9, 927	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 有機りん化合物
令和 4 年 6 月15日	指-71号	平左衛門町18番17・18 の各一部	66. 77	砒素及びその化合物
令和 4 年 9 月22日	指-73号	道意町 7 丁目 1 番10 の一部	113, 741. 7	クロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン 1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル
令和 4 年10月 5 日	指-74号	船出12番 1、19番、20 番 1	28, 243. 41	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

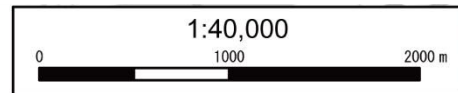
(注) 1. 指定番号は、図 3. 1. 12 に対応している。
2. 令和 4 年10月 5 日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）



出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【形質変更時要届出区域（令和4年10月5日現在）】	
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	 形質変更時要届出区域	
	（注）図中の指定番号は、表3.1.28に対応している。なお、詳細な区域の位置は不明なため、区域の所在地の町丁界を示している。		

図 3.1.12 調査対象区域の形質変更時要届出区域

(コ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとしている。

調査対象区域には、廃棄物が地下にある土地の指定区域があるが、事業計画地には指定されていない。

調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域は、表 3.1.29 及び図 3.1.13 に示すとおりである。

表 3.1.29 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定年月日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成18年 4 月14日	001	鶴町 6 番 1 の一部及び 6 番 5	エ
平成18年 4 月14日	003	平左衛門町65番 1 ～17、66番、67番、68番 1 ～ 8、69番及び70番	ウ
平成18年 4 月14日	004	末広町 1 丁目 2 番 1 の一部、2 番 5 の一部、2 番 7 の一部、5 番 1 の一部、5 番 8、16番 1 の一部及び16番 6 の一部	ウ
平成18年 4 月14日	005	末広町 1 丁目 2 番 1 の一部	ウ
平成18年 4 月14日	006	扇町 5 番 5、6 番 2、6 番 3 及び14番 4 の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番 1 の一部、1788番 3 の一部、1788番 5、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51一部	イ

(注) 1. 指定番号は、図 3.1.13 に対応している。

2. 平成 25 年 12 月 1 日現在。

3. 埋立地の区分は、以下に示す。

イ：令第 13 条の 2 第 2 号に係る埋立地

（廃止の確認の制度の施行日(平成 10 年 6 月 16 日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地）

ウ：令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 1 号に係る埋立地

（法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの）

エ：令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 2 号に係る埋立地

（市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの）

※ 法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））

令：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

（昭和 46 年政令第 300 号（最終改正：令和 4 年政令第 25 号））

規則：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

（昭和 46 年厚生省令第 35 号（最終改正：令和 3 年環境省令第 12 号））

出典：「廃棄物が地下にある土地（指定区域）の指定について」（尼崎市 Web サイト）

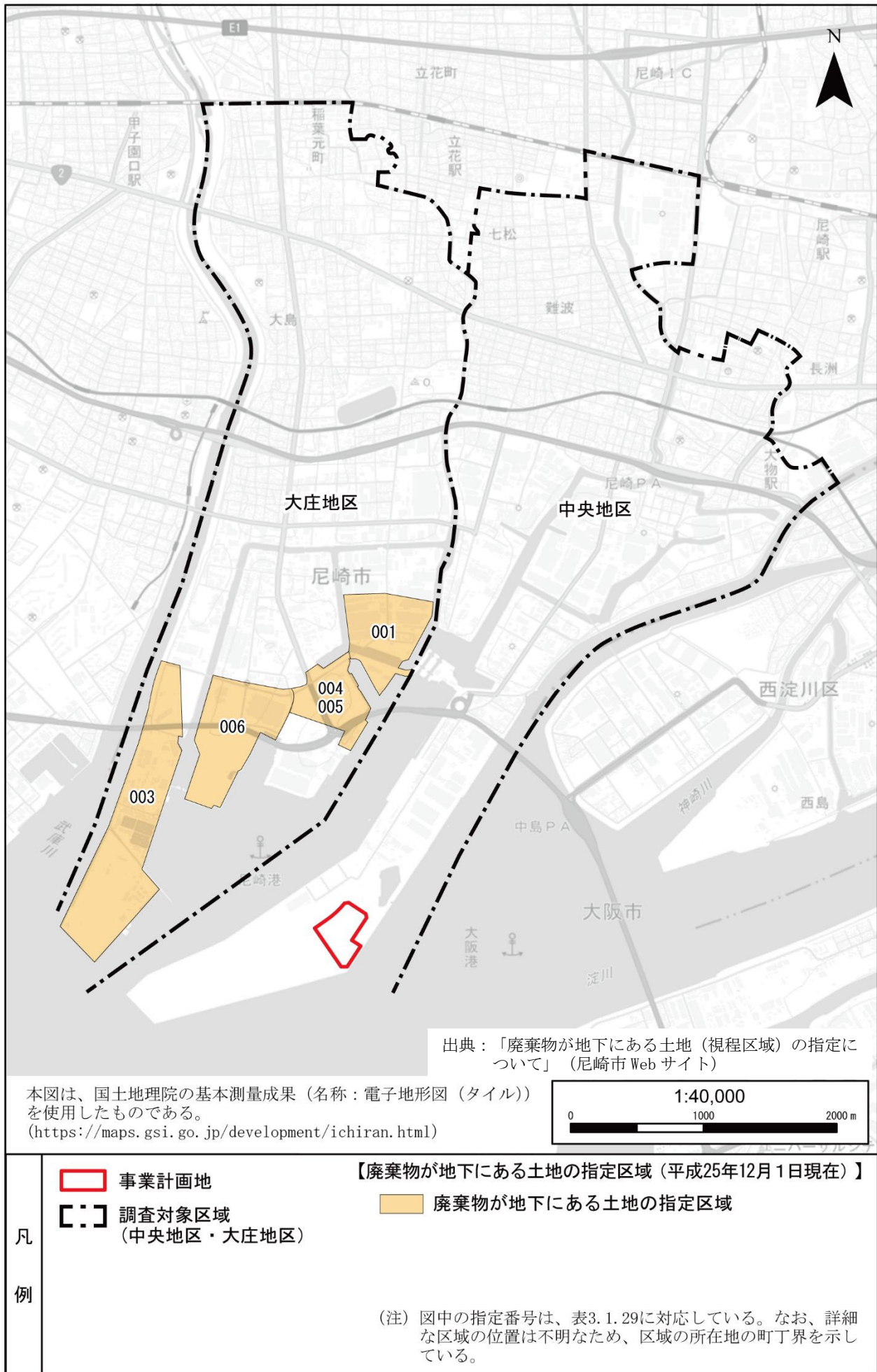


図 3.1.13 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

(4) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号））では、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境上の基準を定めている。また、同法第 6 条に基づく「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

調査対象区域及び事業計画地は、尼崎市環境基本計画の対象地域である。

(5) 環境の保全と創造に関する条例

「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））では、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進している。

調査対象区域及び事業計画地は、工場等におけるばい煙・粉じん・汚水・悪臭の規制基準が定められている。一方、工場等における騒音・振動の規制基準は、調査対象区域は定められているが、事業計画地は定められていない。また、調査対象区域は、工業専用地域及び臨港地区を除く全域が自動車の運行に伴って生ずる公害を防止する「特別対策地域」に指定されているが、事業計画地は、工業専用地域であり、特別対策地域に指定されていない。

(b) 自然環境

(7) 自然公園法

「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号（最終改正：令和 4 年兵庫県条例第 19 号））では、県内にある優れた自然の風景地について、兵庫県立自然公園に指定している。

調査対象区域及び事業計画地は、国立公園、国定公園及び兵庫県立自然公園に指定されていない。

(4) 自然環境保全法

「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されていない。

(ウ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲、採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合には、「生息地等保護区」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、生息地等保護区に指定されていない。

(エ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号（最終改正：平成 6 年条約第 1 号））では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、絶滅のおそれのある種及び群集を支えている湿地、定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地など、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象区域及び事業計画地には、ラムサール条約登録湿地はない。

(オ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約 7 号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。これらの遺産は、条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査対象区域及び事業計画地には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産はない。

(カ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができるとしている。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができるとしている。

調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.1.30 及び図 3.1.14 に示すとおりであり、全域が特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

表 3.1.30 調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況

No.	区 分	名 称	指 定 期 間
1	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	伊丹・尼崎	平成28年11月1日～令和18年10月31日
2		阪神湾岸	令和3年11月1日～令和13年10月31日

(注) 表中のNo.は、図 3.1.14 に対応している。

出典：「兵庫県広報 第 2845 号」（平成 28 年 10 月 28 日、兵庫県）
「兵庫県広報 号外」（令和 3 年 10 月 29 日、兵庫県）
「第 13 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

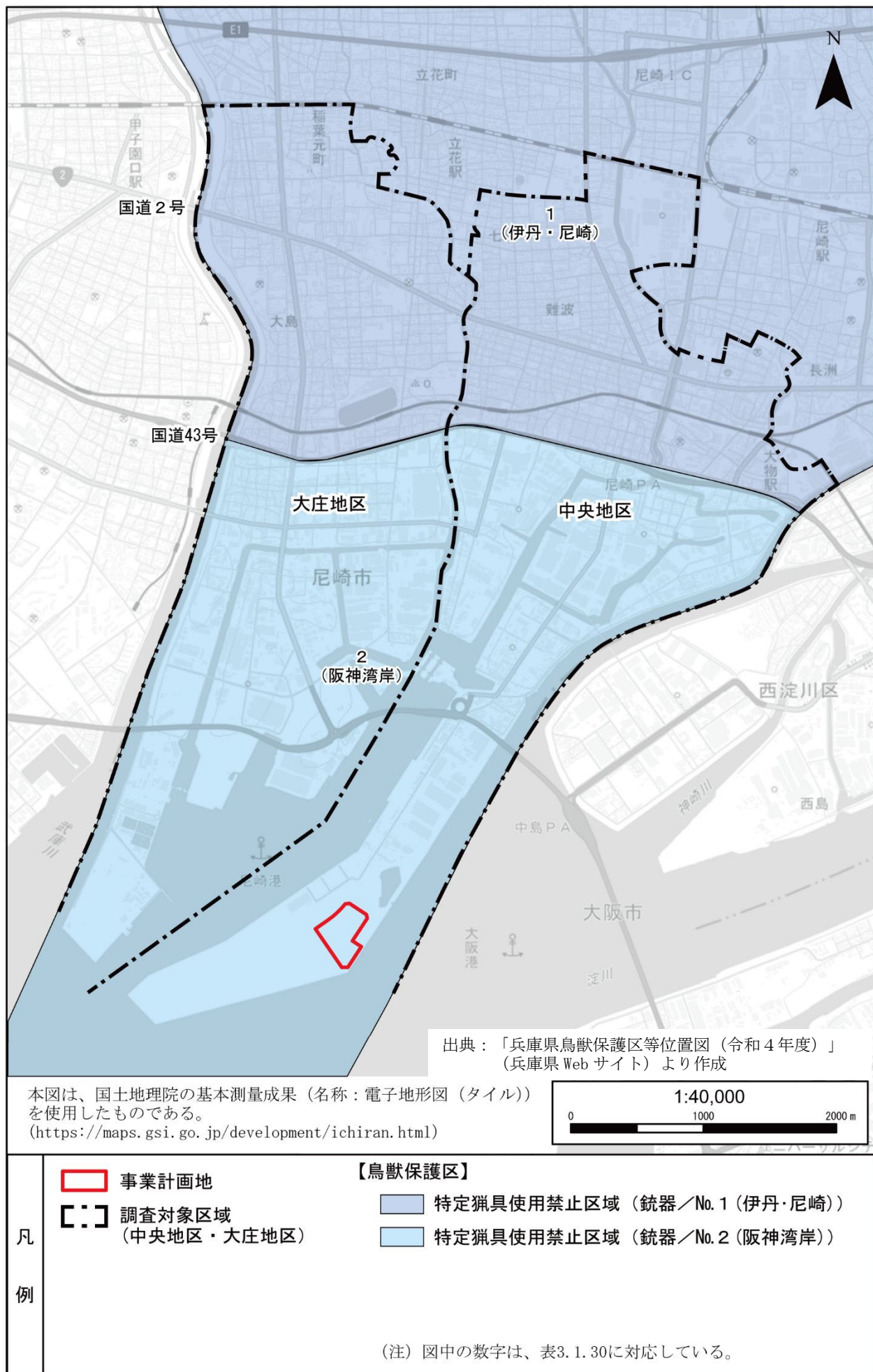


図 3.1.14 調査対象区域の鳥獣保護区等

(キ) 森林法

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、水源の^{かんよう}涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができるとしている。また、同法 5 条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されていない。

(ク) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号））では、良好な環境を確保するために、市長が保護すべき樹木又は樹木の集団（以下「保護樹木等」という。）を指定することができるとしている。

調査対象区域の保護樹木等は、表 3. 1. 31 及び図 3. 1. 15 に示すとおりであり、調査対象区域には指定された保護樹木等があるが、事業計画地にはない。

表 3. 1. 31 調査対象区域の保護樹木等

No.	指定番号	所有者 又は 管理者	所在地	単木(保護樹木)		集団(保護樹林)		
				樹種名	幹周 (m)	主要樹種名	面積 (㎡)	本数
1	74-01	難波熊野神社	西難波町 5 丁目 9-22			エノキ・クスノキ	2,000	8
2	74-02	初島大神宮	築地南浜 1 丁目 19	クスノキ	1.44			
3	74-08	西教寺	大物町 1 丁目 17	イチョウ	3.05			
4	74-25	楠霊神社	武庫川町 4 丁目 23	クスノキ	5.6			
5	74-51	浄徳寺	東難波町 3 丁目 12-14			イチョウ・クスノキ・ムクノキ・エノキ	3,300	26
6	74-56	西素盞鳴神社	大庄西町 1 丁目 41			クスノキ・クロマツ・ケヤキ・エノキ	2,118	13
7	74-58	大島神社	大庄北 1 丁目 25	クスノキ	1.18			
8	74-67	難波八幡神社	東難波町 3 丁目 6-15			クスノキ・エノキ・センダン・イチョウ	4,620	9
9	76-06	興禅寺	浜田町 1 丁目 7	クスノキ	2.39			
	76-07			クスノキ	1.52			
10	76-09	長尾文三郎	大島 3 丁目	クスノキ	1.45			
11	76-10	日下大器	大庄西町 1 丁目	エノキ	2.8			
12	92-08	大覚寺	寺町 9	クスノキ	1.41			
13	18-01	加島弥佳	西難波町 5 丁目	クスノキ	2.9			
14	18-02			モチノキ	1.0			

(注) 表中の No. は、図 3. 1. 15 に対応している。

出典：「公園・緑化のあゆみ〔令和元年度 緑化事業報告書〕」（令和 3 年、尼崎市）

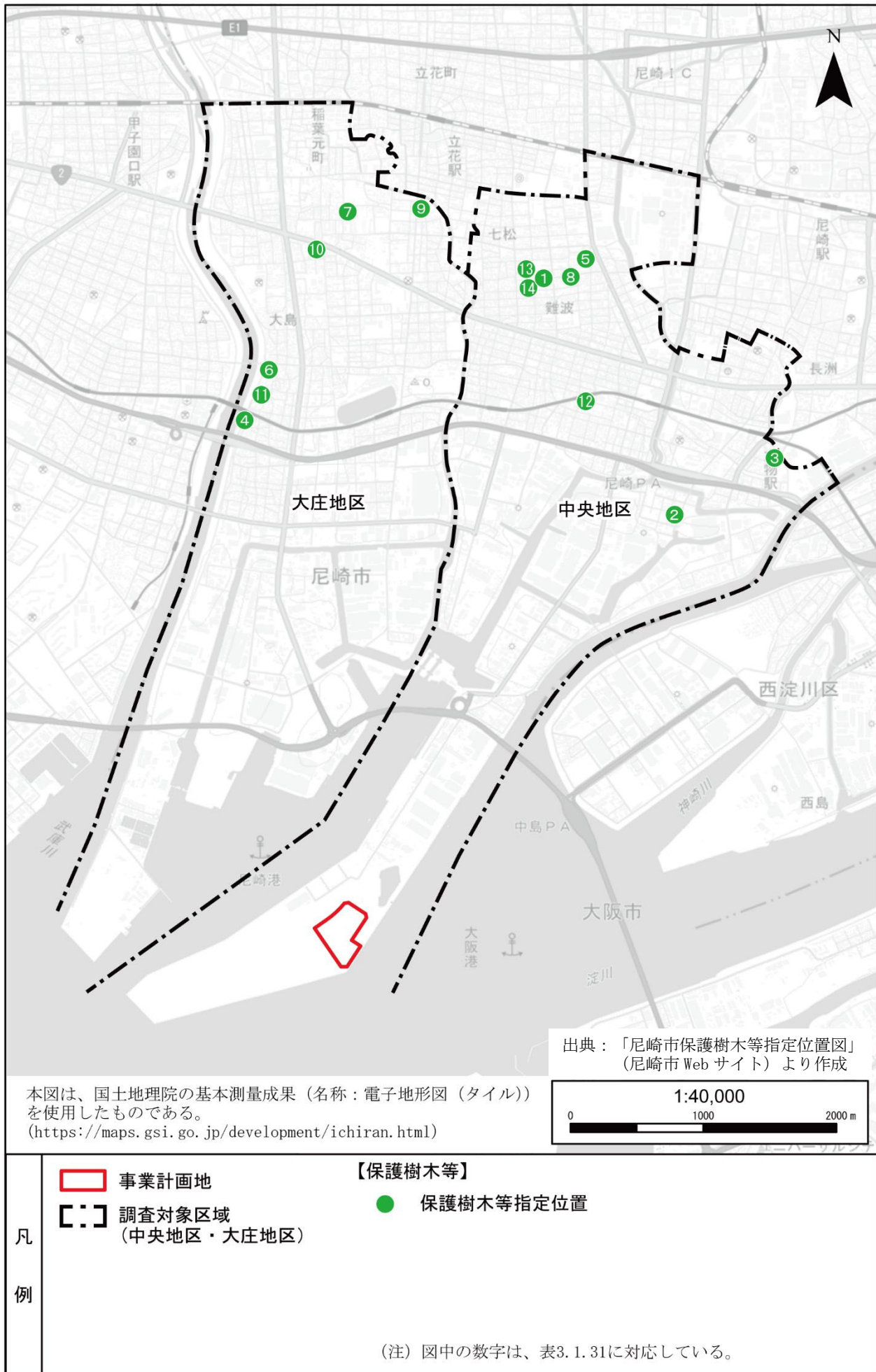


図 3.1.15 調査対象区域の保護樹木等

(ケ) 環境の保全と創造に関する条例

「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））では、自然環境の保全を目的とし、「兵庫県自然環境保全地域」、「環境緑地保全地域」、「自然海浜保全地区」、「郷土記念物」を指定することができるとしている。環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要は、表 3.1.32 に示すとおりである。

調査対象区域及び事業計画地は、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区に指定されていない。また、調査対象区域及び事業計画地には、郷土記念物はない。

表 3.1.32 環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要

項 目	概 要
兵庫県自然環境保全地域	その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号（最終改正：令和4年法律第68号））第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なもの。
環境緑地保全地域	市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なもの。
自然海浜保全地区	瀬戸内海の手浜地及びこれに面する海面のうち本条例の基準に該当する区域。
郷土記念物	植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの。

出典：「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第28号（最終改正：令和元年兵庫県条例第13号））

(c) 土地利用

(7) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」及び「自然保全地域」を定めることができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、図 3.1.16 に示すとおり都市地域に指定されている。

(イ) 生産緑地法

「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができるとしている。

生産緑地地区の指定状況は、図 3.1.17 に示すとおりであり、調査対象区域は生産緑地地区が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

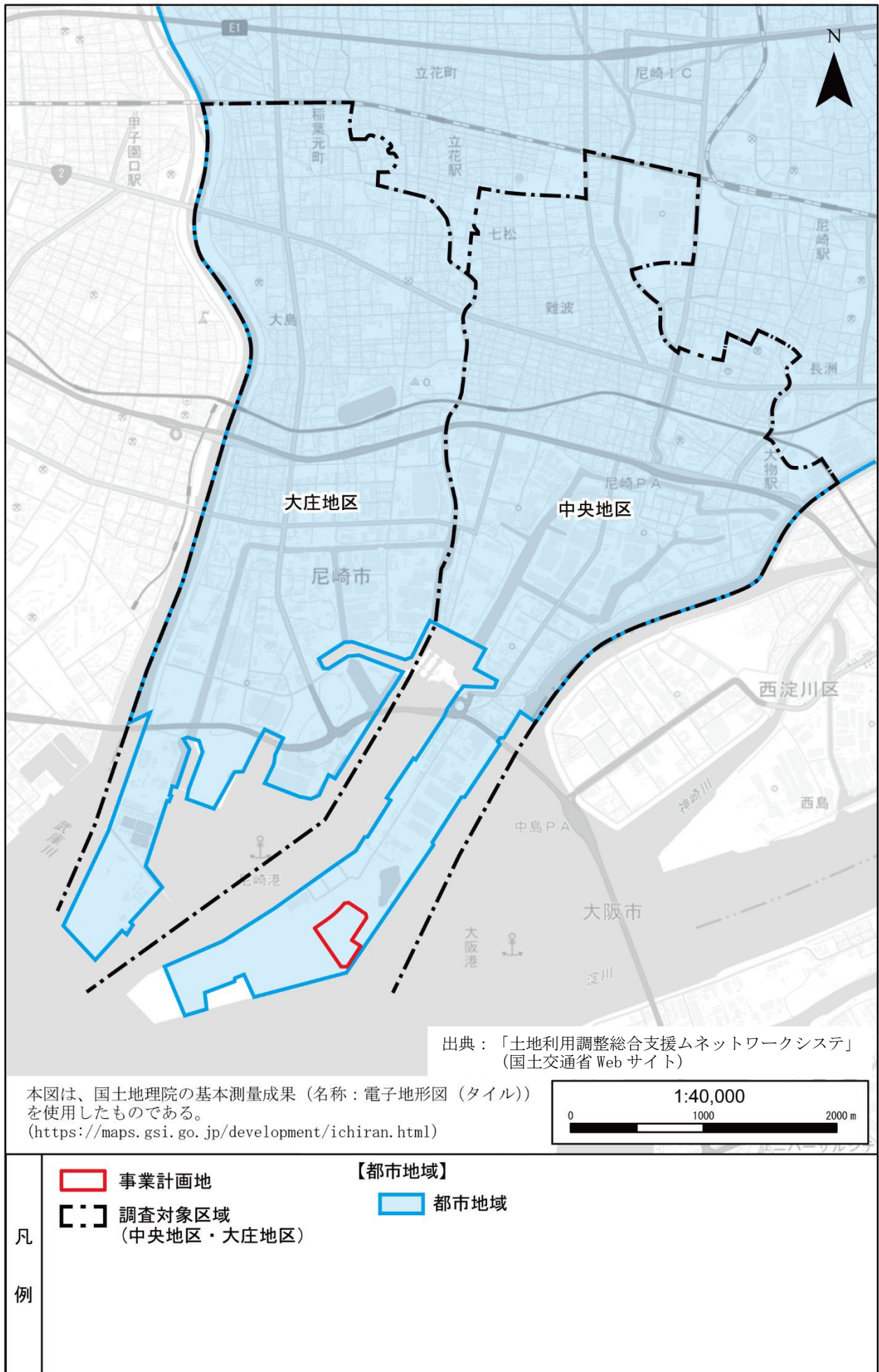


図 3.1.16 調査対象区域の都市地域

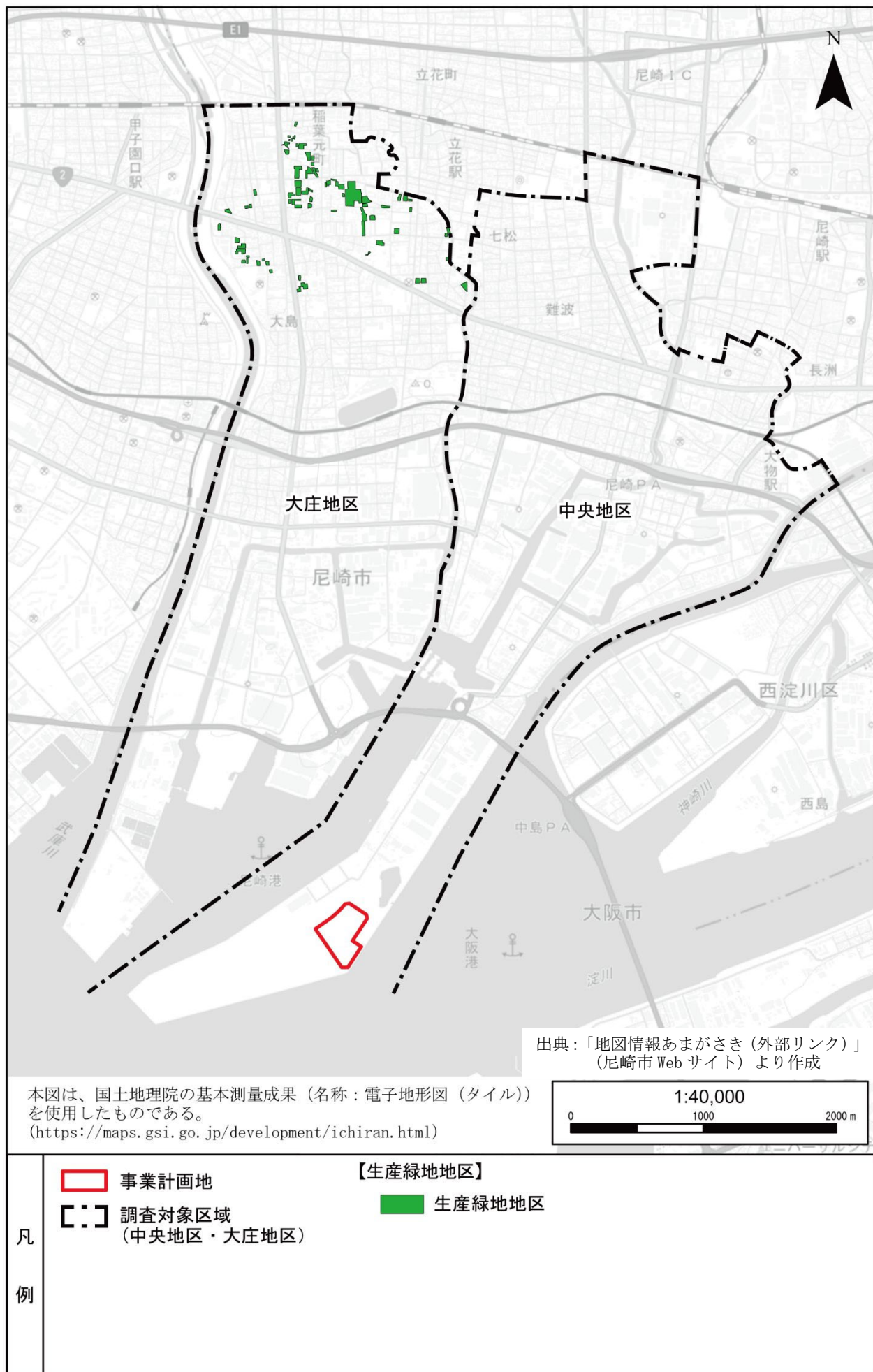


図 3.1.17 調査対象区域の生産緑地地区

(ウ) 砂防法

「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採及び土石・砂れきの採取等の一定の行為を制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、砂防指定地に指定されていない。

(エ) 地すべり等防止法

「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、地すべり防止区域に指定されていない。

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、水のしん透を助長する行為、工作物の改造等の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。

(カ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができるとしている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていない。

(キ) 都市緑地法

「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されていない。

(ク) 河川法

「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸又は河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域に分布する主な河川としては、蓬川、左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川、武庫川があり、河川保全区域が指定されている。事業計画地は、河川保全区域に指定されていない。

(ケ) 宅地造成等規制法

「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を「宅地造成工事規制区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、宅地造成工事規制区域に指定されていない。

(コ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができるとしている。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査対象区域は古都に指定されておらず、調査対象区域及び事業計画地は、歴史的風土保存区域に指定されていない。

(サ) 農業振興地域の整備に関する法律

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事及び市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））による制限があるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、農用地区域に指定されていない。

(2) 国有林野の管理経営に関する法律

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、又は供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、「国有財産法」（昭和 23 年法律第 73 号（最終改正：令和 3 年法律第 37 号））の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査対象区域及び事業計画地は、国有林野に指定されていない。

(3) 公害の防止に係る規制の状況

(a) 大気汚染

(7) 環境基本法

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号（最終改正：令和 3 年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第 1 項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.33 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、表 3.1.34 に示すとおり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づく環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準が定められている。

表 3.1.34 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

(単位：pg-TEQ/m³)

物 質	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	0.6以下	0.6以下

- (注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。
3. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））